1 認証制度とは(日本水道協会第三者認証業務の概要)

1-1 第三者認証とは

日本では、水が安心して飲めるよう構造・材質・品質等について、水道法に基づき厚生労働省令で基準が定められています。

その基準には、蛇口などの給水用具について「給水装置の構造及び材質の基準」、水道施設などに使用される塗料等の水道用資機材や、水道事業者が使用する凝集剤等の水道用薬品について「水道施設の技術的基準」があります。

そして、これらの基準に適合していることが証明されなければ、水道用として使用することができません。

第三者認証とは、製品の基準適合性の信頼性を高める手段として、供給者(製造事業者・販売事業者・輸入事業者等)に対し中立な機関が、基準適合性を証明することです。

一方、第三者認証に対し、供給者が実施した試験等の結果を用いて、自ら基準適合性を証明することを自己認証といいます。

日本水道協会品質認証センター(以下、「センター」という。)では、給水用具等、資機材等、薬品等について、[適合性評価ー製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項(JIS Q 17065:2012)] に準じて第三者認証業務を行っています。

センターが行う第三者認証業務は、供給者からの申し込みにより、製品の基準適合性を審査し、 適合していることが確認できた場合に認証登録します。さらに、市場へ出荷される前には、認証登 録された製品が、登録内容のとおりに製造されているかを品質確認しています。

この品質確認の結果、基準に適合していることが確認された製品には、消費者・水道事業者等が確認できるよう、品質認証マーク(以下、「認証マーク」という。)を表示します。

1-2 認証品とは

認証登録された製品を市場へ出荷する前に品質確認を実施し、その結果、合格した製品を認証品といいます。認証品には、認証マークを表示します。

1-3 申込者とは

給水用具等、資機材等及び薬品等であって認証登録の対象となるもの(以下、「製品」という。)の認証 登録を受けようとする者(国内外の製造事業者、輸入事業者又は販売事業者)をいいます。

また、申込者であって当該申込品がセンターにより認証登録された者で、かつ、品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書(以下、「基本契約書」という。)をセンターと取り交わして、認証マークの表示に関する使用許諾についての契約(以下、「認証契約」という。)を締結した者を「認証取得者」といいます。

1-4 センターが行う認証の範囲

1-4-1 給水用具等

給水管及びそれに接続して用いる継手類、バルブ類、水栓類、給湯器類、家電機器類等の給水用具並 びにそれらの給水管及び給水用具を組み合わせて製造した製品をいいます。

認証範囲は、本手順書の[給水用具等(基本基準)]又は[給水用具等(特別基準)]によります。

1-4-2 資機材等

浄水又は浄水処理過程における水に接する表層用材料等、ろ材、接着剤及び潤滑剤、その他の資機材等、並びに浄水又は浄水処理過程等水道施設において使用する薬品等を現場で製造する装置をいいます。

認証範囲は、本手順書の[資機材(技術的基準)によります。

1-4-3 薬品等

浄水又は浄水処理過程等における水に注入される凝集剤、凝集補助剤、粉末活性炭及びその他の薬品 又は消毒剤をいいます。

認証範囲は、本手順書(資機材・薬品)の [薬品(技術的基準)] によります。

1-5 認証の審査基準

1-5-1 基本基準(給水用具等)

水道法施行令第6条第2項に基づく「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日厚生省令第14号)」(以下、「省令14号」という。)及びセンターが省令第14号を追補するために定めた本手順書附属書1の「給水用具等の認証要件」をいいます。

①耐圧性能

給水用具は水道の水圧に対して、十分な耐力を確保する必要があります。この基準はその圧力 条件について規定したもので、全ての給水用具に対して適用されます。

②浸出性能

給水用具の接水部を浸出させたとき、その溶出する成分が水を汚染しないかどうかについて規 定したもので、飲料に供する水と接触する給水用具に対して適用されます。

③水擊限界性能

給水用具の止水機構が急閉止した際に生じる水撃作用(管路内に生じる圧力の変動)は一定の値より低くなくてはなりません。この基準はその水撃作用について規定したもので、水栓など頻繁に止水機構を開閉する給水用具に対して適用されます。

④逆流防止性能

水が逆流するおそれのある場所に設置される給水用具は、その防止措置を講じなければなりません。この基準はその防止措置について規定したもので、逆止弁を使用する給水用具に対して適用されます。

⑤負圧破壊性能

逆流防止性能と同様で、この基準も水の逆流防止措置について規定したもので、大気圧式バキュームブレーカ(給水用具の流入側の水圧が下がり負圧が生じたときに負圧部分に空気を導入し負圧を破壊するもの)などを使用するものや、水受け容器等で吐水口空間を確保することで逆流を防止する給水用具に対して適用されます。

⑥耐寒性能

屋外で気温が著しく低下しやすい場所に設置される給水用具は、凍結防止の措置を講じるなどして、凍結後も正常に機能復帰する必要があります。この基準はその凍結条件について規定したものです。

⑦耐久性能

弁類で、機械的・自動的に頻繁に作動する給水用具は、耐久性能試験により 10 万回の開閉操作を繰り返した後、各性能基準を満足する必要があります。この基準は、その耐久性能試験について規定したもので、減圧弁、逃し弁、電磁弁等に対して適用されます。

1-5-2 技術的基準(資機材、薬品)

水道法第5条に基づく水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年2月23日厚生省令第15号)をいいます。

塗料等の水道用資機材を浸出させたとき、その溶出する成分が水を汚染しないかどうかについて規定したものと、水道事業者が使用する凝集剤等の水道用薬品を水に注入した時の衛生性について規定した基準です。

この基準は浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材や水に注入される薬品に対して適用されます。

1-5-3 特別基準

基本基準又は技術的基準に、日本水道協会規格(JWWA)及びセンターが認めた団体規格に基づく他の性能項目を付加した基準です。

1-6 品質確認方法

審査基準に適合した認証登録品については自社検査方式もしくは抜取検査方式による品質確認を行うことができます。

1-6-1 自社検査方式

センター職員が、品質確認実施工場に赴き、工場が性能基準を満たす製品を安定して製造できる設備及び品質管理体制を有しているかを調査し、その体制が適切であると認めた場合に限り、工場が自ら行う製造管理及び品質検査をもって、品質確認したものとする方式です。

自社検査方式として認められた品質確認実施工場で生産される認証品には、品質認証マークを表示します。

センターは、自社検査方式を認めた工場で製造される認証品が、審査基準に適合し、かつその 製造及び品質管理体制が前回の工場調査以降も継続的に維持されていることを確認するため、年 1回の基準適合評価(工場調査及び性能試験)を実施します。

1-6-2 抜取検査方式

製品が市場へ出荷される前に、品質確認実施工場において、センターの職員が立会い、検査申込数から抜取検査による品質確認を行う方式です。

立会いによる抜取検査に適合した製品には、品質認証マークを表示します。

センターは、抜取検査方式の工場に対して、申込品の検査・試験体制が、審査基準に適合し、 適正な検査・試験を実施できる体制にあることを確認するため、5年に1回の工場調査を実施し ます。

1-7 認証にあたっての事前準備

- 1)申込者の試験設備等により認証登録を希望する製品の基準適合を確認して下さい。 ただし、浸出性能試験については、センター職員立会の上でのサンプリングとなりますので認 証申込みにあたり事前の基準適合の確認は必要ありません。なお、浸出性能試験の実施は、セ ンターが業務を委託している試験機関(以下、「委託試験所」という。)とします。
- 2) 品質確認(自社検査方式又は抜取検査方式)を実施するために必要な設備を整備して下さい。

1-8 認証登録後の認証取得者の責務

- 1)製品を認証品として市場へ出荷する際には、必ず品質確認を実施して下さい。
- 2) 自社で作成した認証マークを表示する場合は、必ず届出をして下さい。
- 3) 自社検査方式の場合は、6ヶ月に1度、品質認証マーク使用状況報告書(様式-2-2、様式-2-2-1) を必ず提出して下さい。
- 4) 登録内容に変更がある場合は、必ず届出をして下さい。
- 5) 認証に係る諸費用は、必ず期限内に納入して下さい。
- 6)給水用具等を設置するにあたっては、所管の水道事業者へ、法令等に準拠して必要な届出等をして下さい。
- 7) 認証基本契約書、認証業務規則等を遵守して下さい。

1-9 申込者の負担

- 1)認証審査に係る製品の性能試験及び自社検査方式に係る工場調査の実施に協力していただきます。
- 2)上記に係る費用は、申込者の負担となります。

1-10 認証の費用概算

新たに製品を認証登録する場合は、受付手数料、認証審査料、登録料等の諸費用がかかります。 なお、各費用は品質確認方法や審査基準によって異なります。

また、認証登録後も、品質確認を行うごとに諸費用がかかるとともに、認証登録を継続するためには、毎年登録維持料が発生します。

新規申込費用例(下表の費用には、消費税は含まれておりません。)

		東川には、旧真仏は日よれてもフェ	
条件	快旦刀式	自社検査方式	抜取検査方式
新規登録時の費用	新規登録に要する費用	給水用具等(基本基準)、資機材、薬品受付手数料:20,000円 認証審査料:70,000円+α 登録料:350,000円 工場調査料:100,000円 試験立会料:50,000円 計590,000円+α 給水用具等(特別基準) 受付手数料:20,000円 認証審査料:84,000円+α 登録料:400,000円 工場調査料:100,000円 試験立会料:50,000円 計654,000円+α	給水用具等(基本基準) 受付手数料:20,000 円 認証審査料:70,000 円+ α 登録料:150,000 円 工場調査料:50,000 円 試験立会料:50,000 円 計 340,000 円+ α 給水用具等(特別基準) 受付手数料:20,000 円 認証審査料:84,000 円+ α 登録料:180,000 円 工場調査料:50,000 円 試験立会料:50,000 円 計 384,000 円+ α
	浸出性能試験料	登録付.350,000 円 計 370,000 円 浸出性能試験及びその供試品のサンプリングに要する費用 例(製品の接水材質が銅合金+EPDM の場合) ①簡略試験操作(コンディショニング無):12,000 円 [標準試験操作 I 類(コンディショニング有):92,000 円](途中器具) [標準試験操作 II 類(コンディショニング有):172,000 円](末端給水用具) ※コンディショニングの有無は申込者に決めていただきます。 ②味、臭気、色度、濁度の合計:3,000 円 ③銅及びその化合物:3,000 円 ④鉛及びその化合物:3,000 円 ⑤ 亜鉛及びその化合物:3,000 円 ⑥ カドミウム及びその化合物:3,000 円 ⑥ カドミウム及びその化合物:3,000 円 ② 書類作成手数料:1,000 円 ⑨書類作成手数料:1,000 円 ※供試品のサンプリングを試験立会・工場調査と異なる日程で実施した場合は、24,000 円加算となります。 計 45,000 円~	
	その他	サンプル品の試験立会・工場調査等のセンター職員の出張旅費(規定に基づき算出)	
	合計	新規登録に要する費用 + 浸出性能試験料 + その他(出張旅費等)	
登録後の費用	登録後の品質確 認に要する費用	定期工場調査(年 1 回) 100,000 円(7 時間以内) ※国内の場合	定期工場調査(5 年 1 回) 50,000 円(7 時間以内) 抜取検査(申込の都度) 24,000 円~(1 日の最低保証検査手数料)
(毎年)	登録を翌年度以 降も維持するのに 要する費用 (登録番号毎)	給水用具等(基本基準)、資機材、薬品 370,000 円 給水用具等(特別基準) 420,000 円	給水用具等(基本基準) 170,000 円 給水用具等(特別基準) 200,000 円
L			

注 1) α : 型式を追加するごとに 5000 円加算となります。

変更申込費用例(下表の費用には、消費税は含まれておりません。)

	申込例	費用
変更申込時に要する費用例	設計変更性能試験立会なし	受付手数料:20,000 円 計 20,000 円
	型式略号追加(6 型式) 性能試験立会あり	受付手数料:20,000 円 認証審査料:30,000 円(5,000 円×6 型式) 登録事項変更手数料:10,000 円 試験立会料:50,000 円 計 110,000 円
	品質確認実施工場追加 工場調査あり	受付手数料:20,000 円 登録事項変更手数料:10,000 円 工場調査料:50,000 円(抜取検査方式) 計 80,000 円
	OEM 登録に関する 型式略号追加(3 型式)	受付手数料:20,000 円 認証審査料:0円(「OEM 供給元」で既に審査済のため) 計 20,000円
	その他	サンプル品の試験立会・工場調査等のセンター職員の出張旅費(規定に基づき算出)

注 1)上表内の費用例は申し込みの内容によって異なる場合があります。詳細に関しては、認証に係る費用規則(JWWA-H108)を参照して下さい。

2 認証の申込について

2-1 認証の申込み

認証登録に関するご相談、認証の申込みは、センター、大阪支所品質管理課及び各検査事業所 (東京、愛知)で受け付けています。

2-2 認証登録までの流れ

認証登録したい製品の認証登録までの流れを「認証の業務フロー」に示します。

認証登録の申込みに必要な書類及びその部数は、本手順書の「3 申込者(認証取得者)の提出書類および提出部数」及び「4 申込書作成例」をご参照下さい。

2-3 認証申込の取扱(認証登録区分)

認証登録したい製品は、センターが定める認証登録区分(表 1 から表 4) ごとに受け付け、区分は次の各号によります。

なお、認証登録した製品は、この区分ごとに認証登録番号を付します。

- 1) 給水管及び給水用具で基本基準によるものにあっては、認証登録区分別、種類別、性能区分別、材料区分別及び構造の内容の違い別とします。
- 2) 給水管及び給水用具で特別基準によるものにあっては、規格番号別、呼び径の括り別及び規格番号別の性能に仕様書を付加した製品別とします。
- 3) 資機材等及び薬品等にあっては、資機材等及び薬品等による区分、規格番号別、種類別及び用途別とします。

注 2) 2024 年 3 月 12 日時点での認証に係る費用規則に基づき算出しています。